

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高梁市長 石田 芳生

市町村名 (市町村コード)	高梁市 (33209)
地域名 (地域内農業集落名)	宇治地域 (丸山・日名・陰地・野呂・本郷・笹尾・中組・石田・郷・後谷・柴原・遠原上・遠原下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間地域に該当し、農地の多くが小区画で傾斜地に点在している。農業者の高齢化や後継者不足により耕地面積が減少しており、今後も遊休農地のさらなる拡大や担い手不足が懸念される。また、鳥獣被害も多く発生している。

【地域の基礎的データ】

認定農業者:16経営体 主な作物・経営分類:水稲、雑穀、ぶどう、畜産

基幹的農業従事者数:162人(H22)→76人(R2)

基幹的農業従事者のうち75歳以上の割合:48.7%(R2)

耕地面積:184ha(R1)→168ha(R5)

※農林業センサス、農地台帳による

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落単位等で役割分担し、中山間地域等直接支払制度などを活用しながら、水稲作を中心に農地の維持管理等の農業生産活動を実施し、あわせて地域特産品であるぶどうやもち麦の生産を推進する。農地利用の意向把握や利用の検討にあわせ、果樹等で新規就農者の入植予定地の確保に取り組むなど受け入れ体制の強化を図り、研修生の受け入れを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	168 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	81 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内農地を中心に認定農業者・認定新規就農者の耕作地および中山間地域等直接支払制度の協定農用地を基に設定

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業経営に支障のない範囲で、担い手への農地集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、農地貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて、検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外からの就農希望者・定年帰農者等に対して、栽培技術講習会等を活用しながら、県、備北広域農業普及指導センター、市、JAなどの関係機関と連携してサポートする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやサルをはじめとする鳥獣被害が拡大しないよう、ワイヤーメッシュ柵・電気柵や捕獲檻を設置するとともに、講習会・研修会への参加を通じた知識習得により、被害防止対策に努める。
- ⑤果樹産地構造計画に即した果樹の優良品種への改・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備に努める。
- ⑦中山間地域等直接支払制度等を活用し、引き続き農地や農道等の維持・保全管理に取り組む。